

名古屋市達第 6 号

総 務 局
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 事務所に次の組織を置く。 担 当 課 長（調査） <u>(2)</u> （略） 次 長 補 佐（調査） <u>(8)</u> （略）	第 3 条 事務所に次の組織を置く。 担 当 課 長（調査） （略） 次 長 補 佐（調査） <u>(6)</u> （略）
2 担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 担 当 課 長 （調査） <u>(2)</u> (1)・(2) （略） （略）	2 担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 担 当 課 長（調査） (1)・(2) （略） （略）

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。